

今回は、最近照会のあった案件の中で今後の議事運営の参考になるものを説明させていただきます。

ただし、一部の案件は照会した自治体の特定を避けるため、説明等を判り易くするために実際に照会した事実と異なる部分がございます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

Q1 継続審査について

委員会に付託された長提出の事件を委員会で原案可決した。委員会に所属していない議員は当該事件の継続審査を希望しており、本会議で継続審査の動議を提出する予定である。

このような状況で、継続審査の動議を提出することが可能なのか。

A1 まず、委員会での審査が終了したにもかかわらず、本会議で継続審査の動議を提出することの可否についてですが、当該動議の提出は可能です。ただし、継続審査の動議がいつの時点で提出されるかによって当該動議の内容を検討することが適当です。

委員会の審査が終了し、長提出の事件の審査結果を委員長が報告するときの本会議にお

連載②②

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
調査広報部法制参事
本橋 謙治

いて動議を提出する場合、委員長の報告を本会議で行うということは、委員会に付託された事件が本会議に戻っていることを意味します。継続審査は、対象となる事件が委員会に付託されていることにより初めて可能となることから、委員長報告を行う本会議において継続審査を希望する場合は、継続審査の動議と併せて所管の常任委員会への再付託又は特別委員会を設置し再付託する旨の動議を提出することが適当です。

次に継続審査の動議を委員長報告が行われる本会議より前に開催される本会議で提出する場合、実質的には委員会の審査が終了されていますが、委員会からの審査報告書が議長に提出されていないならば、外見上、事件は委員会に付託されている状態であるため、継続審査の動議を提出するだけだと考えま

す。

しかし、外見上は委員会に事件が付託されている状態であるといっても実際は委員会の審査が終了しており、近いうちに委員会から議長に対して審査報告書が提出されることが明らかであることから、事前に継続審査の動議の提出が判明している場合、議長は動議の提出を予定している議員に対して委員会での審査状況を説明し、委員長報告が行われた後に再付託と継続審査の動議を提出することを助言することが適当と考えます。もし、当該動議の提出が事前に判らず、急きょ提出された場合は、議長が動議の対象となる事件が名実ともに本会議に戻っているのか否かを確認した上で動議の内容を確認し、必要に応じて動議の内容等について動議の提出者に助言することが適当です。

参考 標準市議会会議規則

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が二個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第一項の報告は、討論を用いなくて会議に諮つて省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。(参考)

参考 市議会議事次第書及び書式例 (再付託)

議員 この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております「第〇号議案」については(再付託の理由を述べる)、会議規則第四十六条の規定により、〇〇常任委員会に再付託されんことを望みます。

(賛成)

議長 ただいま〇〇君から「第〇号議案」に

ついては、〇〇常任委員会に再付託をされたことの動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

よつて本動議を直ちに議題といたします。

議長 お諮りいたします。

本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。

よつて「第〇号議案」については、〇〇常任委員会に再付託されたいとの動議は可決されました。

Q2 継続審査が可決されたときの委員会の対応について

委員会に付託された事件を審査した結果、原案可決となった。しかし、委員会での採決後に開催された本会議において当該事件に関する委員会審査報告書が提出される前、つまり事件が本会議に戻る前に継続審査が可決した。本会議の議決を受けて委員会は、どのような対応をすることが考えられるか。

A2 まず、今回の事例は、付託された委員会

は、当該事件は会期中に結論を出すことが可能と考え、継続審査の必要がないという判断をしている一方、本会議は十分な時間を費やして審査をするべきと考え、継続審査の必要があるという判断をしていることから、Q2のような状況が生じたと思われます。

通常は、このような状況になる前に議会内で審査状況を知らせておくことが適当ですが、必ずしも審査状況の報告を随時行わなければならないという訳ではありません。

では、Q2の委員会での議決が行われた後に本会議で可決された継続審査の議決の効力等について説明します。今回の事例の場合、本会議で継続審査が可決したことにより、委員会での可決という議決の効力がなくなることはありません。このことを踏まえて、委員会が取り得ることは、①本会議で継続審査が可決した事実を考慮し、委員会ですべての審査の手続を行い審査をやり直して閉会中に審査する、②本会議では継続審査となったが、付託委員会としての審査は十分に行われたと考え、先原案可決となった結果を議長に報告し、会期中の本会議での議決を求める。

基本的には①又は②によるべきと考えますが、②については、本会議ですべてに継続審査が議決されていることから、本会議で委員長報告を行ったとしてもA1で説明した所管の常

任委員会への再付託や新たに特別委員会を設置してそこに再付託する可能性があります。

なお、Q2の場合と異なり、委員会での採決前に本会議で継続審査の議決が行われた後の会期中における委員会審査の可否ですが、継続審査の議決により以後の会期中における委員会審査に制限が生じることはありません。したがって、会期中に審査を行うことは可能です。

また、①で述べた再審査ですが、これは再付託と異なり会議規則上に明確な規定はありません。しかし、再付託が再審査のために行われることから委員会自らによる再審査は可能とされています。具体的な手続ですが、Q2のように再審査の必要性を委員会全体が認識しているならば、委員長発議で再審査を諮ることが考えられます。一方、再審査の必要性を一部の委員のみが認識している場合は、委員長発議ではなく委員の動議により諮ることが適当です。なお、委員会の再審査の是非については、会期中における委員会の全日程終了後に議題となることが多いと考えられるため、この場合の委員会の招集は委員長の職権による委員会招集か委員からの招集請求のいずれかによると考えます。

参考 標準市議会委員会条例

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半分以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならぬ。

参考 再審査に関する議事次第

一 委員長発議による場合

委員長 この際、「第〇号議案」の再審査の件について、お諮りします。

「第〇号議案」につきましては、〇月〇日議決しましたが、(理由)により(議長に提出した委員会審査報告書を撤回し)、再び審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 ご異議なしと認め、さよう決定しました。

二 委員の動議による場合

委員 この際動議を提出いたします。

〇月〇日議決しました「第〇号議案」については、(理由)により、再び審査されることを望みます。

委員長 ただいま〇〇委員から「第〇号議案」について再審査されたいとの動議が提出されました。

委員長 お諮りいたします。

本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 ご異議なしと認め、「第〇号議案」についてさよう決定しました。

Q3 継続審査の可否について

長から提出された条例案が付託された委員会において、当該条例案を継続審査とすることとなった。特に問題が無いならば、本会議でも継続審査は認められる見込みであるが、当該条例案の施行日が閉会中の日となっていることから、一部の議員から継続審査は不可能という意見がある。

当該条例について、原案に記載されている施行日が閉会中であることを理由に継続審査することは不可能なのか。

A3 結論から申し上げます。条例案の継続審査については、条例案の施行日を理由とする制約はありません。したがって、議会は条例案に規定されている施行日に関係なく継続審査とすることが可能です。ただし、当該条例の施行を原案通りに行うことを提案

者である長が強く希望する場合は、「議会において議決すべき事件を議決しない」ことを根拠に長が専決処分を行う可能性があります。

なお、継続審査により原案に規定されている施行日を経過した後に委員会で当該条例案が可決となるならば、継続審査を申し出た委員会の立場から、条例案の施行日を修正して可決する必要があります。もし、施行日の修正を行わずに可決した場合は、本会議において議員提案として修正案を提出することが適当です。

また、閉会中に審査が終了し、速やかに当該条例を本会議で可決させたい場合は、臨時会の招集請求を行い、当該条例の速やかな成立を図ることも可能です。

参考 地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。た

だし、第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

2 以下省略

参考 行政実例（昭和32年8月20日）

問 継続審査事件についてその審査を終え早急議決を要する場合は、この事件を付議すべき事件として、臨時会招集の請求がなし得るか、もしなし得ないとすれば、この場合いかなる方法によるべきか。

答 前段お見込のとおり。

Q4 継続審査となった事件を有する委員会

会の閉会中の審査について

委員会に付託された複数の事件の一部が閉会中の継続審査となった。しかし、閉会中の継続審査とする過程でこれに反対する委員がいたため、一部の委員が継続審査となった事件の閉会中の審査を拒否することを申し入れてきた。

今後の円滑な委員会運営を考慮し、委員長は当該委員との調整を行う間は継続審査となった事件の審査を行わないことにした。閉会中に調整がうまくいけば審査を行うことができるが、不

調に終わった場合、閉会中の継続審査となったにもかかわらず、閉会中にも審査が行われないことになる。

閉会中の継続審査となった事件を閉会中に一度も審査しないことは可能なのか。

A4 結論から言いますと可能です。確かに閉

会中の継続審査の議決は、会期不継続の原則の例外として、委員会に付託された特定の事件を閉会中に審査することを想定して議決されたものです。したがって、閉会中の継続審査の議決をしておきながら、意図的に閉会中にも一度も審査しないことは予定されていません。

今回の事例は、閉会中に災害が発生したり、他に優先すべき事案があった訳ではなく、単に継続審査に反対している一部の委員の審査拒否に配慮したものであることを考慮すると、極めて不適當な運営と言わざるを得ません。本来、議会は提出された事件を審議し、これに対する結論を出すことにより当該地方公共団体の行財政運営が行えるようにすることが役割です。会期中に結論（可否）を出すことが原則ですが、事件の内容等により十分な審議、審査が必要な場合は、一定の手続により継続審査とすることが認められています。このような議会の本来の役割を自ら果た

そうとしない一部の議員の行為は、議会の内外から批判の対象となりますので、速やかに委員会の審査に参加するべきと考えます。また、Q4のような一部の委員からの申し入れがあったとき、委員長は、委員会の役割等を説明し、当該申入れを聞き置く程度にとどめ、閉会中の委員会の審査を行うための手続を行うことが適当です。

Q5 閉会中の継続審査の対象について

会期最終日の本会議において、急きよ、議員に対する辞職勧告決議案が提出された。当該決議案の提出が事前の調整がないこと、議員の身分に関することから、最終日だけで結論を出すことは困難という意見が多く出されたため、一部議員が議会運営委員会に付託して継続審査するべきという意見が出ている。

議員辞職勧告決議案を継続審査とすることは可能か。

A5 議員辞職勧告決議案を継続審査とすることは不可能です。継続審査の条件は、①委員会に付託すること、②具体性のある特定事件であること、③法的な事件であることを満たす必要があります。

Q5の議員辞職勧告決議案については、①と②の条件を満たしていますが、③の条件を満たしていないため、継続審査とすることは不可能と考えます。この法的事件ですが、法令等に根拠を有する事件を意味します。したがって法的根拠がない議員辞職勧告決議案は、継続審査の対象とはなりませんので、①最終日である本日で可否を決する、②審議未了廃案とする、③会期を延長して延長された会期内で可否を決する、のいずれかを選択することになります。

参考までに継続審査の対象となり得る主な事件は、条例、予算、決算（いずれも自治法第96条）、意見書（同第99条）、懲罰（同134条）、資格決定（同127条）などがあります。なお、議員辞職（同126条）や議長辞職（同108条）についても法的事件であることから継続審査の対象となり得ますが、辞職を希望する者の身分に関する決定を長期間行わないことは不相当であることから、基本的には継続審査とすることは避けるべきと考えます。

Q6 修正案が提出された事件の継続審査について

委員会に付託された事件に対し、委員から修正案が提出された。原案の内

容が市民の関心が高いこと、議会内の意見が様々であることに加え、修正案が提出されたことから、委員会において当該事件を継続審査とすることが決定した。

継続審査の議決をする際に原案について継続審査とする旨を議決したので、原案に付随する動議である修正案についても当然のこととして、継続審査となったと考えることは可能か。

A6 結論から言いますと不可能と考えます。

継続審査の対象はあくまで原案であり、修正案ではありません。確かに修正案は原案に付随する動議ではありますが、議決の対象が原案であることから、原案の継続審査イコール修正案の継続審査ということにはなりません。

では、継続審査を諮る際に修正案についても併せて諮るという方法が考えられますが、修正案は継続審査の対象外であることから、この方法を用いることはできないと考えます。

以上のことから、原案が継続審査となっても修正案が自動的に継続審査となることにはならず、会期終了と同時に委員会に提出されていた修正案は消滅となりますので、閉会中の委員会審査において修正案を審査したい場

合は、改めて修正案を提出することが必要です。

参考までに、Q1やQ2の再付託、再審査と修正案の関係ですが、委員会で修正可決された事件が再付託された場合、再付託の対象となるのは継続審査の場合と同様に原案であることから、再付託により委員会に戻るのには原案のみと解します。同様に再審査についても、再審査の議決により先の修正可決という議決結果が取り消されたことから、修正案も消滅したと考えますので、いずれの場合も改めて委員会で修正案の提出をすることが必要と考えます。

参考文献

議会運営の実際（自治日報社）

逐条地方自治法（学陽書房）

議会運営実務提要（ぎょうせい）

地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）

